

## 大井上水道企業団全員協議会（第2回）

平成30年8月29日  
午後12時55分

○議長 開会の宣告及び開会挨拶。

○局長 局長挨拶。

○議長 今回の全員協議会開催につき、本題の説明を職員へ求めた。

○職員 配布資料により口径別料金体系及び用途別料金体系について説明。口径別料金体系は、量水器の口径の大きさにより、水道料金を決める方法で同時に使える水量に対応する原価により設定される。

用途別料金体系は、使用用途により水道料金を決める方法で、公共性を考慮し家事用以外の料金を高く設定している。企業団では現在用途別料金体系を採用していて、家事用、営業用、官公署学校用、工場用、臨時用がある。今後は次の理由により用途別から口径別料金体系への移行を考えている。

1つ目 用途別区分の判断が全て同一とならない。

店舗、住宅の併用などの形態では、用途別の適用基準が曖昧となる場合があり、トラブルに発展する場合も考えられる。想定される例としては、住宅店舗兼用で、店舗や会社の開業、休止、閉店などが考えられる。

2つ目 水道料金の指針となる（社）日本水道協会発行の水道料金算定要領では、給水管の口径別により設定するものと客観的公平性を重視し、口径別料金体系を推奨している。

3つ目 県内水道事業体の動向として、用途別料金体系を採用している事業体が3事業体に対して、口径別料金体系を採用している事業体が28事業体となっており、口径別料金体系を採用している事業体が大勢を占めている。

以上のことから、口径別料金体系への移行を考えている。

○議長 次に、新料金プラン及び構成市等との料金比較について事務局より説明を求める。

○職員 配布資料により、20年間の財政計画（料金改定8%、10%、15%）を説明。

水道使用者データ分析結果（用途別件数、各口径別件数）を説明。

新料金プラン（口径別）を参考として10%改定の場合により説明。

口径別に分類した、基本料金、超過料金の設定について説明。

結果として、構成市等との水道料金比較を説明。（比較水量は20m<sup>3</sup>/月、40m<sup>3</sup>/月）  
1ヶ月20m<sup>3</sup>使用した場合、現在の企業団料金では県内上から24番目（下から14番目）  
次に当企業団が8%改定した場合、県内上から19番目（下から19番目）  
次に当企業団が10%改定した場合、県内上から16番目（下から22番目）  
次に島田市、県内上から15番目（下から23番目）  
次に当企業団が15%改定した場合、県内上から11番目（下から27番目）  
県内の最高料金が牧之原市となっている。

1ヶ月40m<sup>3</sup>使用した場合、現在の企業団料金では県内上から26番目（下から12番目）  
次に島田市、県内上から23番目（下から15番目）  
次に当企業団が8%改定した場合、県内上から21番目（下から17番目）  
次に当企業団が10%改定した場合、県内上から18番目（下から20番目）  
次に当企業団が15%改定した場合、県内上から13番目（下から25番目）  
牧之原市は、県内上から3番目（下から35番目）  
県内の最高料金が南伊豆町となっている。

総括意見として、用途別から口径別に変更することについて、水道使用者の99%以上が、目標改定率通りの改定となるが、素案プランでは、口径が大きく使用水量が少ない使用者のうち、22件が改定率50%以上となっている。

対応方法として、素案プランについても議論を頂き、指摘頂く問題に対応できるプランを提示していくことを説明。

料金改定をおこなう場合には、当企業団としては10%改定を軸に考えているが、議員各位の意見をいただき決定していくことを説明。

○議長 次に、料金改定をおこなうに至った場合に必要な広報について説明を求める。

○職員 水道使用者への広報方法については、2回おこなう予定。1回目、2回目とも水道メータ検針時に、検針員が各戸個別に配布する計画である。

1回目の配布時期は、平成30年度3月検針時（平成31年3月20日～平成31年3月31日まで）としている。

2回目の配布時期は、平成31年度9月検針時（平成31年9月20日～平成31年9月30日まで）としている。

その他として、同内容のものを当企業団ホームページに掲載。併せて水道料金早見表も掲載する予定であると説明。

○議長 ここから質疑応答に入る前に、議員間で討論をおこなうので、事務局の一時退室を指示する。

○事務局（全員） 退室。

（午後1時35分から午後2時3分まで議員間討論）

○事務局（全員） 復席。

○議長 議員間討論の中で、用途別体系から口径別体系への移行、料金改定を前提として今後の審議を進めていくことで異議がないことを事務局へ説明。

次に、当局に対して説明を求める。

1つ目 大口径を使用している使用者への対応として、大口径から小口径へ減径した場合の工事費等費用負担について及び、対象者への説明方法。

2つ目 漏水をした場合の減免方法について、現行制度からどのように変わるか。

3つ目 島田市が用途別から口径別へ変更した際、議論となったポイントについて次回の全員協議会にて説明を求める。

○事務局（局長） 各質問について、確定ではなく現在企業団内で検討している方向性について説明させていただきます。

1つ目の質問について、島田市、牧之原市において用途別から口径別に移行した際聞き取りもしているが、基本的には工事費負担は個人負担を考えている。そういった使用者への説明方法としては、用途別から口径別にした際これくらい料金が上がりませんが、現在の使用水量からいくと水道メータ口径はこれくらいが適正です。そうした場合、料金はこのようになります、と個別に対応して了承を頂いていきたいと考えている。特に改定率が高くなってしまふ使用者には説明責任を果たしていきたい。

また、水道メータの口径を下げるが良いばかりの施設が全てではなく、例えばお茶工場は水を多く使う時期とそうでない時期があるため、ただ量水器を小さくしてしまふと、使いたい水量が出なくなってしまうこともあるため、料金だけの問題でない部分もある。個別に説明をしてきたいと考えている。

2つ目の質問（漏水認定について）は、水道メータ13mmから25mmが家事用（一般家庭用）というデータが出ているため、25mmまでを現行の漏水認定対象としていくと考えている。

○議長 分かりました。その他質疑はありますか？

○議員 一般家庭用への配慮を求めたい。

○議長 一般家庭が99%を占める部分について、福祉的な意味合いからも料金改定についても、そこを考慮した形で示して頂きたいという意見を当局へ求める。

○事務局（局長） 一般家庭用への配慮の点についての意見であります。一般家庭用からの収益が殆どの当企業団です。大きな使用者としては矢崎部品など。

集中的に大口を攻めるという体系となってしまう可能性もあるが、今後消費税が上がるという事もあり大変な時期になると思いますので、今回の素案は素案として、例えば老人世帯へは例えば改定率10%とした場合、改定10%よりももう少し少ない改定率にして、他の世帯を10%よりも少し上げる事や、そうではなく子育て世帯へ配慮した案、例えば夫婦2人で子供がいて洗濯機を多く使う、水を多く使う世帯に配慮したプランというのは非常に特定の配慮するのは難しい部分があるが、考慮しながら進めていきたい。

次回幾つかのプラン提示をするうえで、今回料金体系と改定率の道筋を決めて頂ければと事務局としては考えている。指摘頂いた配慮の点を踏まえたプラン提示を次回させていただきたい。

○議長 議員間討論の中としても、口径別にすること、料金改定を前提することで進めていくことで承知した。

改定率についての道筋、何%にするかという点についてどうでしょうか。

○議員 10%を軸に考えて良いのではないか。

○議長 事務局へ10%を軸とした案の提示を求める。

○事務局（局長） 承知しました。先ほど議員からも指示頂きました点、一般家庭に配慮とありましたが、その他にも配慮する点意見を頂きたい。

○議員 1点。現時点での財政計画試算を算出しているが、災害が起こった場合、施設復旧費などが多額にかかり、その結果水道料金に跳ね返るという事が考えられると思うが、起こっていないことで加味できない部分ではあるだろうが、そういうこともあり得るであろうと考えている。その部分について教えていただきたい。

○事務局（局長） 災害の規模にもよるが、相当の被害額が出た場合を考慮して、内部留保資金ベースを2億5,000万と設定している。これを割り込まない事によって、当面料金収入が見込めない場合でも、当分の運転資金、復旧資金を確保できると考え

ている。急激な料金改定などをおこなわないように備えて2億5,000万円を設定している。

○議長 分かりました。その他ありますか。

それでは、口径別体系、改定率を10%としたプランを数点提示のうえで、集約していきたいと思います。

それでは、第2回全員協議会を閉会します。

午後2時37分閉会

－ 全員協議会の様子 －

